

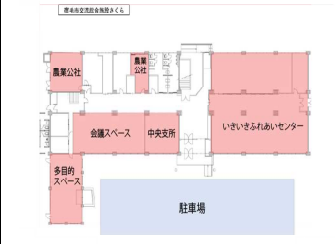


各市町村におけるNPOの活動拠点や活動場所として使用できる施設情報

施設の名称	宿毛市交流複合施設さくら		
所在地	高知県宿毛市桜町2番1号		
施設管理者	市町村における公共施設 市町村で把握している民間施設 ・その他施設		
施設外観(写真)		アクセスマップ	
施設情報	①会議スペース ②多目的ホール(※事業者の方向けに店舗等として、街のにぎわい創出を目的とした長期間の貸出もおこなえます。)		
施設内写真		施設平面図	
利用時間	9:00～17:00	休館日	土日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで
利用料金	①会議スペース:1時間につき300円 ②多目的ホール:1時間につき240円 ※事業者の方が物販等店舗として使用される場合は宿毛市財産条例に基づいて使用料が課せられます。 詳細は宿毛市役所商工観光課(0880-62-1242)までお問い合わせください。 ※①・②ともに冷暖房を使用する場合は1時間につき420円が別途必要になります。		
利用料減免措置	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	(有の場合)対象者	自治会の会議/市の行事/その他
利用条件等	次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 会議室等の管理上支障があると認めるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に使用されると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、会議室等を使用させることが不相当と認めるとき。		
施設電話番号	0880-63-5001	施設FAX	0880-63-5004
施設ホームページ			
市町村担当課	宿毛市総務課		
	TEL:0880-62-1253	メールアドレス:	sukumo@city.sukumo.lg.jp